

## 韓国知的財産ニュース 2014 年 10 月前期

(No. 280)

発行年月日：2014 年 10 月 22 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、10 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 特許料等の徴収規則の一部改正案の立法予告(10.13)
- 1-2 弁理士法施行令の一部改正案の立法予告(10.15)

#### 関係機関の動き

- 2-1 「創造経済への一步」、大企業の無償技術移転が持続(10.1)
- 2-2 特許競争力の強化に向けて官民が一丸となる(10.7)
- 2-3 知的財産権の2大民間学会が統合(10.13)
- 2-4 特許庁、中小の繊維企業にあわせた知財権サービスを開始(10.13)
- 2-5 特許庁、造船海洋分野の特許競争力の強化支援策を発表(10.14)
- 2-6 特許庁、特許年次料の案内サービスを改善(10.15)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 サムスン、昨年アンドロイド OS 特許料で 1 兆ウォン(10.5)
- 3-2 サムスン電子 - MS の特許紛争、国際仲裁裁判に(10.8)
- 3-3 ノーベル物理学賞の受賞者、青色 LED に関する過去の特許訴訟が話題(10.9)
- 3-4 パテントトロールの新ターゲットは「銀行」(10.12)
- 3-5 特許庁、「模造品撲滅・知的財産の保護に向けた実践イベントを開催(10.13)

#### デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 KAIST-ETRI 研究グループ、映像・放送に関する国際特許・標準を確保(10.1)
- 5-2 国際知識財産研修院の受講生が地道に増加(10.1)

- 5-3 中国の実用新案制度、有効な活用が重要(10.1)
- 5-4 「技術を備えた中国勢有機ELの浸透」・・・共同の特許戦略が至急(10.14)

## 法律、制度関連

### 1-1 特許料等の徴収規則の一部改正案の立法予告

韓国特許庁(2014.10.13)

#### 1. 改正理由

特許・実用新案出願の明細書等を韓国語以外の外国語(英語)でも記載することができる外国語特許・実用新案出願制度の導入等の内容を盛り込んだ「特許法」(法律第12753号、2014.6.11.公布、2015.1.1.施行)、「実用新案法」(法律第12752号、2014.6.11.公布、2015.1.1.施行)の改正によって手数料の徴収根拠を作る一方、デザイン審査登録出願の際にも複数デザイン登録出願が可能となり、複数デザイン登録出願のデザインの一部についても登録決定をすることができるため、デザインごとに登録原簿が生じる等、複数デザイン登録出願制度の改善等の内容が盛り込まれている「デザイン保護法」(法律第11848号、2013.5.28.公布、2014.7.1.施行)の改正によって法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定め、商標登録出願制度の改善及び現行制度を運営する上で表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

#### 2. 主要内容

- イ. 外国語の特許・実用新案出願の手数料の徴収根拠を新設(案第2条、第3条)し、外国語の特許・実用新案出願手続きを進める過程で発生する外国語出願料、誤訳訂正料、国語翻訳文の提出期間の延長料を定める。
- ロ. 複数デザイン登録出願制度の改善による審査登録出願の手数料、複数デザイン登録出願の移転登録料の徴収基準変更及び手続補完料の新設(案第4条)
  - 1) デザイン登録出願料、分割出願料、優先審査の申請料、補正料、再審査補正料、出願公開申請料、移転登録料等、手数料の徴収基準を出願別から1デザイン別に変更
  - 2) 手続補完料の新設等による手数料の徴収根拠を新設
- ハ. 商標登録出願制度の改善及び現行制度を運営する上で表れた一部の不備を補完(案第5条、案第6条、案第7条及び案第10条)

- 1) 商標登録出願を電子文書で提出し、指定商品の特許庁で告示する商品名でのみ使う場合、商標登録出願料を減免
- 2) 国際特許出願の減免申請法、事後減免の準用規定の新設、各種書類の発給手数料の現実化によるオンライン無料発給の利用を誘導及び中堅企業適用法律の変更内容を反映

### 3. 参考事項

- イ. 関係法令 : 省略
- ロ. 予算措置 : 別途の措置は不要
- ハ. 合意 : 企画財政部と合意
- ニ. その他 : 1) 新・旧条文比較表  
2) 行政規制 : 規制改革委員会と協議した結果、異見なし  
-規制の新設・廃止等なし

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

## 1-2 弁理士法施行令の一部改正令案の立法予告

韓国特許庁(2014.10.15)

### 1. 改正理由

企業等の知的財産サービスの需要者のニーズを受けて、弁理士の実務力量を強化し、弁理士試験の公平性を向上させるため、第2次試験の選択科目の採点方法を合理的なものに見直し、試験に出題される条約を予め受験生に公告する一方、現行制度を運営する過程において表れた一部の不備を改善・補完することを目的とする。

### 2. 主な内容

#### イ. 試験に出題される条約の事前公告(案第2条)

○特許庁長は、試験科目及びこれに含まれる条約を試験実施の90日前まで公告しなければならない。

#### ロ. 第2次試験の選択科目の採点方法を変更(案第4条)

○第2次試験の選択科目は、合格したか否かのみを決定し、その成績は第2次試験の

合計点数に参入しない。

- 第2次試験の選択科目の合格可否を決めるための基準点は50点とする。
- 第2次試験は、選択科目の合格基準点以上を獲得し、必須科目の各科目で40点以上、必須科目で平均60点以上を獲得した者を合格者とする。ただし、必須科目で平均60点以上を獲得した者の数が最小合格者数より少ない場合は、必須科目の各科目で40点以上の者のうち、必須科目の平均点数が高い者の順で合格者を決定する。
- 弁理士法第4条の3第2項により、第2次試験の科目のうち一部を免除された者は、選択科目で合格基準以上の点数を獲得し、受験した必須科目で40点以上の者のうち、必須科目の点数が一般の受験者の中で最終順位合格者の合格点以上である者を合格者とする。

### 3. 意見提出

弁理士法施行令の一部改正令案についてご意見のある機関、団体及び個人は、2014年11月24日まで、次の事項を記載した意見書を特許庁長(参照：産業財産人力課長)宛てに提出してください。なお、立法予告案の全文は、特許庁ホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))にてご覧いただけます。

- イ. 立法予告事項に対する項目別意見(賛否意見及びその理由)
- ロ. 氏名(法人・団体の場合は、その名称と代表者の氏名)、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※宛て先

- 大田広域市西区庁舎路189 政府大田庁舎4棟  
特許庁産業財産人力課(郵便番号：302-701)
- 電話番号：(042)481-5920、FAX：(042)472-3421
- 電子メール：[ohhye.ji@korea.kr](mailto:ohhye.ji@korea.kr)

※改正条文などの詳細は、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→お知らせ)

#### 関係機関の動き

2-1 「創造経済への一步」、大企業の無償技術移転が持続

韓国産業通商資源部(2014.10.1)

□大企業が保有している未利用技術をもっと効率的に利用できるよう、技術を必要とする中小・中堅企業に無償移転する「技術共有」が続いている。

○産業通商資源部は、10月1日ソウル・ルネサンスホテルで韓国産業技術振興院(KIAT)と(株)LGディスプレイ、技術の移転を受けた中小・中堅企業の代表が参加した中、技術共有MOU締結式典と特許権の無償移転行事を開催した。

○LGディスプレイは、SKハイニックスに次いで大企業としては2番目に技術共有に参加し、最近3～6年以内に登録された優秀なファミリー特許\*を含めて計257件(国内141、海外116)の技術を韓国産業技術振興院に委託することで所有権の無償譲渡に乗り出した。

※米国、日本など複数国に出願・登録された国内特許

○同社は、移転技術の活用戦略、事業化を通じた具体的な事業計画、実行意志などを重点的に審査し、最終的に計35件(国内16、海外16)の技術所有権を中小・中堅7社に無償移転することを決めた。

□技術共有MOU締結式と特許権の無償移転行事は、「技術共有拡散のMOU締結」、「技術の無償譲渡授与式」、「懇談会」の順で行われた。

○技術共有拡散のMOUは、産業部(総括) - 韓国産業技術振興院(運営) - LGディスプレイ(技術供給)が、持続的に協力し、「技術共有」の制度が安定的に定着するようにMOUを締結し、

○技術の無償譲渡授与式では、LGディスプレイが中小・中堅7社の代表に合着・検査装置・洗浄装置などの分野に当たる優秀な特許の譲渡証を渡した。

○続いての懇談会では、実質的な協力関係を築ける大企業と中小・中堅企業間の技術移転・事業化の活性化方策について話し合い、中小・中堅企業による技術の事業化過程で発生する現場の隘路事項を聴取し、解決策について意見を交わした。

□産業部産業基盤室のファン・ギュヨン室長は「産業部は、技術共有を通じて大企業が保有している未利用技術が中小・ベンチャー企業に活発に移転され、事業化につながる共生・同時成長の環境作りに向けての取り組みを続ける計画だ。その他大企業の積極的な参加を期待している」とコメントした。

□産業部は、中小・中堅企業が譲渡を受けた技術が事業化につながるよう、商用化技術の開発を追加支援し、「技術銀行」の設立を通じて技術の無償移転のみならず、有償移転も多角的に拡大していくとの計画だ。

## 2-2 特許競争力の強化に向けて官民が一丸となる

韓国特許庁 (2014. 10. 7)

特許庁は、半導体産業の特許競争力を高めるために「半導体製造装備・素材分野における特許競争力の向上方案」をまとめた。

同方案は、半導体産業の中でも半導体の製造装備・素材分野における中小・中堅企業の特許出願が持続的に増加していることに伴い、その特許権利の質的水準を高めて強力な特許権の獲得につながるよう、特許創出プロセスの改善が必要だとの認識から始まった。特許競争力の向上が求められる半導体の製造装備・素材分野の問題を把握し、企業が自主的に特許競争力を高められるように支援することに焦点を当てている。

推進課題の要は、特許協力の環境作り、創造経済をリードする特許創出基盤の構築および特許担当者の専門性強化だ。

まず、産業部および半導体産業協会と相互協力を通じて特許協力の環境を作り、特許庁の担当審査官が国家 R&D 事業による特許成果の質的水準を向上する予定だ。最近、産業部が発表した産業技術 R&D 特許管理・強化方案と連携して半導体の製造装備・素材分野の特許動向調査および特許対応戦略を立てる際に特許庁の担当審査官が参加し、R&D 特許創出の成果を高めるように支援する計画だ。

併せて、企業が自主的に特許情報を活用・分析した後、戦略的に特許創出につなげていけるように後押しする。これに関して半導体の検査装備企業である(株)ユニーテストは、「企業内で分野別の担当者が一緒に特許情報管理プログラムを利用してアイデア会議を進める特許創出方法を特許管理に定着させることで、企業の IP 資産が安定的に構築できると期待している」と述べた。

さらに、業界の特許競争力の向上に向けて、特許担当者の力量強化も支援する。審査官と発明者の間で特許要件の判断についてのコミュニケーションを活性化し、業界の意見を収集して導き出された審査・審判のプロセスおよび紛争対応の実務情報を提供することで、特許担当者の力量強化を図る。

特許庁半導体審査課のチャン・ヒョンスク課長は「半導体の製造設備・素材分野における特許競争力の向上方案に示された推進課題を持続的に進める。企業の自主的な特許競争力向上に向けた取り組みを掘り起こし、業界に発信していきたい」と述べた。

## 2-3 知的財産権の2大民間学会が統合

韓国特許庁 (2014. 10. 13)

韓国知的財産権分野の最大級民間学会である韓国産業財産権法学会と韓国知識財産学会が統合する。両学会は、知的財産の環境および国際共同研究を強化するため、学会を統合することに合意し、10月17日に統合記念の発足式と国際学術大会をソウル・ルネサンスホテルで開催する。

最近、産業間の融合・複合が深化していて、法・経営・技術の分野を網羅した知的財産研究の特性を踏まえると、知的財産の融合研究は時代のニーズになりつつある。併せて米国、日本、中国などを中心に国際共同研究も活発に行われている。韓国学会でもこのような流れに対応する必要があるとの指摘があったが、2大学会の統合は、このようなニーズに積極的に対応するために進められた。

統合学会の発足式には、韓国特許庁のキム・ヨンミン庁長をはじめ、大韓弁理士会のコ・ヨンフェ会長、韓国知識財産研究院のチェ・ドクチョル院長など、知的財産関係機関の関係者が参加する予定だ。また、知的財産制度および研究環境の発展について話し合う座談会も行われるほか、午後のセッションでは、主要国の知的財産の最新動向をテーマに国際学術大会が予定されている。

国際学術大会では、中国 IP 専門家の鄭青松弁理士、米 Rops & Gray LLP のイ・ハンヨン特許専門弁理士、JETRO の笹野秀生副所長、台湾の Platea consulting Inc. の Robert Chen 代表などが各国の IP 研究の現況と最新の IP イシュー・動向について発表する予定だ。国内学会、法曹界、研究界の識者が参加する討論会も行われる。

キム・ヨンミン庁長は「創造経済時代の要は知的財産である。その動向を有効に把握し、対応していくためには民間の研究力量を強化することが欠かせない。そのような観点から IP 分野の2大学会が統合し、国際共同研究を進めるのは非常に意味深いことだ。政府も統合学会の発展のために尽力する」と述べた。

## 2-4 特許庁、中小の繊維企業にあわせた知財権サービスを開始

韓国特許庁 (2014. 10. 13)

特許庁が 14 日、韓国生産技術研究院で創造経済の実現に向けた「ソウル・京畿繊維特許技術協議会」の設立行事を開催する。

ソウル・京畿地域には現在、約 2 万 6 千の繊維企業があつて、約 17 万人の労働者が勤務している。また、衣類・ニット編み物および染物・加工物を中心に分業システムが構築されていて、韓国繊維産業の新しい中心地域として定着しつつある。

しかし、同繊維企業は、知財権に対する理解と情報などの不足により、アイデアの迅速な権利化および特許紛争の際に対応できる能力を備えていない。

そのため、特許庁は、京畿道庁、京畿繊維産業連合会、京畿北部丸編組合などの 13 組合、韓国生産技術研究院、韓国繊維素材研究院および地域知識財産センターなどと協力して知財権サービスの提供を目指す「ソウル・京畿繊維特許技術協議会」を設立することにした。

中小の繊維企業向けの知財権サービスを通じて、アイデアの特許登録の可能性、登録された特許を保護・活用する方法、海外出願の手続きなどに関する審査官のコンサルティングが提供される。

そして中堅企業には、特許情報の事前調査および分析を通じて技術開発の方向性を提示し、特許紛争への対応策などを提供する。

同日の設立行事には「繊維に関する知財権紛争の現況および対応事例」と「知財権に関する中小企業向け支援事業」などの講演とともに情報提供および討論が行われる予定だ。

特許庁高分子繊維審査課のソ・イルホ課長は「中小の繊維企業が出した創意工夫のアイデアを知的財産権として創出・活用・保護できるように知的財産の環境を整え、繊維産業の競争力強化に向けて知財権サービスを持続的に提供していきたい」と強調した。

## 2-5 特許庁、造船海洋分野の特許競争力の強化支援策を発表

韓国特許庁(2014.10.14)

特許庁が近頃厳しい状況に置かれている国内の造船業界を支援するため、造船海洋分野の特許競争力を強化する支援策について発表した。



国内の造船業界は、これまで世界トップの位置を維持してきたが、最近になって中国の躍進と日本の円安傾向などの影響を受けて今年上半期の受注量が大幅減少し、造船大手の営業利益が急減するなど困難が続いている。

このような造船海洋分野の危機を乗り越えるため、特許庁は造船大手、中小規模の機材・資材業者のみならず、大学など教育機関の特許競争力を強化する総合支援計画をまとめた。同計画は、支援対象の規模に合わせてプログラムを提供するという点で注目されている。

まず、造船大手の場合、中核・オリジナル特許の創出を誘導し、開発した技術を良質の特許として保護できるように支援する。そのため、特許庁は、造船海洋分野における「国家特許戦略の青写真構築事業」を推進し、今後 R&D を集中すべき造船海洋分野の 10 大優秀技術を選定し、今年末を目途に知的財産 (IP) 戦略技術ロードマップを構築している。また、計 17 件に上る造船海洋分野の政府 R&D 課題を対象に、特許動向調査および特許戦略支援事業を提供している。来年には同事業をさらに拡大し、R&D 段階から IP 中心の戦略を立てて運営できるように支援するとの方針だ。それとともに、来年度から「今年の造船海洋特許技術」を選定し、造船海洋分野の優秀発明者を褒賞する。

併せて、造船海洋分野を担当する特許審査官が直接 R&D 現場を訪れ、現場で必要とする特許相談および教育を実施し、高難度の特許出願については、発明者と審査官が予め審査について意見を交わす「予備審査」制度を適用して正確な審査および迅速な権利化を図るといふ。さらに、特許審査の過程において優秀な技術だと判断した場合、強力な権利が作られるように審査官が予め補正の方向を提示する「ポジティブ審査サービス」を拡大提供する。それと同時に、特許審査の精度を高めるため、特許審査官以外に民間専門家も審査に参加させる「特許審査クラウド・ソーシング (Crowd Sourcing)」を通じた特許協力の取り組みも強化するとの方針だ。

一方で、特許力量の不足で手を焼いている中小規模の造船および機材・資材業者の場合、特許創出に向けた基盤作りを支援することにした。経験不足により社内の IP 専従組織作りに難航している造船会社を対象に特許庁の専門家が基礎相談と諮問を提供し、特許庁の「IP スター企業育成事業」への参加を呼びかけ、特許経営を支援する予定だ。

今回の総合支援計画には、韓国造船海洋分野の担い手になる人材を育成するプログラムも盛り込まれている。大韓造船学会と協力して全国の造船海洋専攻者を対象に「船上の特許クラス」を推進し、学生向けの特許教育と明細書作成コンテストなどのイベント

を進めるほか、主要大学の造船海洋学科と特許庁の造船技術審査官をマッチングする「1人1課連携プログラム」を通じて、主要大学における特許教育も支援することにした。

特許庁のキム・ヨンミン庁長は「絶え間ない研究開発とそれによる技術革新だけが韓国の造船海洋業界に差し迫っている危機を乗り越えられるカギだ。特に21世紀の創造経済時代において、企業の特化を導く中核的な力量は、技術革新の結果をIPとしていかに保護し、活用するかにかかっている。特許庁は、今回の総合支援計画を通じて、韓国の造船海洋業界が未来の中核・オリジナル技術において競争優位を占めることで、世界トップの位置を維持していけるように最善を尽くして支援する予定だ」と述べた。

## 2-6 特許庁、特許年次料の案内サービスを改善

韓国特許庁(2014.10.15)

特許庁は、年次登録料の納付案内書を受け取れず、ユーザの大切な権利が消滅することを防ぐため、年次料納付の案内サービスを改善する。

これまでは、納付対象者の利便性を図るために正常納付日の3カ月前に納付期限を告知する正常納付、納付期間を超えても6カ月以内に納付できる追加納付、そして権利が消滅するとしても3カ月以内に一定の金額を支払って回復申し立てをすると権利が回復される回復納付に区分して案内サービスを提供してきた。

こうした取り組みにもかかわらず、個人情報の変更による案内サービスの未読、案内システムの不便さなどのクレームが相次いでいることから、ユーザの特性および年次料の管理水準などを踏まえて、案内対象を個人、中小企業、大企業、外国人などに分けるなど、サービスの改善策を発表した。

今年11月から、個人権利者の場合、50代以上が多数であることを考慮して、現行の郵便案内サービスを維持すると同時に、ポータルサイト「特許路」において権利別に全周期の年次料納付スケジュールを提供し、年次料の管理強化を誘導する予定だ。

大企業と外国人の場合は、年次料の案内郵便を随時受け取り、管理しなければならないという負担を軽減するため、納付対象の権利別に提供している郵便案内サービスを廃止し、毎月、年次料納付リストの統合サービスを実施する。

※現在、権利者の年次料納付対象の権利が5件未満である場合、個別の郵便を通じて案内しており、5件以上の場合、納付リスト(金額、時期など)のサービスを提供している。

また、「特許路」で年次料を照会する際、出願人コードの付与→認証書の登録→ログイン→照会といった複雑な確認手続きを削除し、直ちに照会できるようにしたほか、納付申立書の作成と納付の手続きを統合して1回で年次料の納付を可能とする。さらに来年1月から、年次料の未払いにより権利消滅が近づいた権利については、回復納付期間の最終月に郵便や電話で別途案内を行い、ユーザの意思に反して権利が消滅することがないように集中的に管理する計画だ。

一方、10月15日から11月末まで、住所の変更により案内サービスを受け取れず、権利が消滅するケースが発生しないよう、権利者を対象に「ユーザ情報の現行化」イベントを実施し、参加者にプレゼントも提供する。

情報顧客支援局のチェ・ギュワン局長は「特許庁は、今後もユーザが満足するようなサービスを提供するため、年次料の支払いに不便をもたらすあらゆる手続きおよび制度を持続的に発掘・改善してユーザ向けの登録サービスを実現していく予定だ」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 サムスン、昨年アンドロイドOS特許料で1兆ウォン

デジタルタイムズ(2014.10.5)

サムスン電子がマイクロソフト(MS)に支払ったアンドロイドOSに関する特許料が約1兆ウォンに上ることが明らかになった。サムスン電子がMSにスマートフォン関連の特許料として数十億ドルを支払っていると知られていたが、具体的な金額が公開されたのは初めて。

5日、WSJによると、現地時間の3日、ニューヨーク・マンハッタン連邦地方裁判所で開かれたサムスン電子とMSの特許料に関する訴訟の公判において、昨年サムスン電子がアンドロイドOSの特許料としてMSに約10億ドル(約1兆609億ウォン)を支払ったことが分かった。

MSは、スマートフォン分野におけるシェアが3%前後に過ぎないが、アンドロイドOSをはじめ、スマートフォン関連の主な特許を保有している。

サムスン電子は、2011年にMSと契約を締結し、アンドロイドのスマートフォンに関

する特許料を支払ってきた。

サムスン電子は、昨年 MS がノキアを買収したことについて、既存契約の違反事項に当たるとして特許料を支払わなかった。そのため、MS は 8 月、サムスン電子を相手取って特許料未払いを理由に訴訟を提起した。その後、MS はサムスン電子が滞納した特許料は支払ったものの、滞納による利子 690 万ドル(約 73 億 2,000 万ウォン)は支払っていないと主張している。

2011 年にサムスン電子と MS が結んだ契約は、OS 特許の使用に関する特許料支払い、ウィンドウズフォーン、ウィンドウズ・タブレットの活性化に向けた協力などの内容が盛り込まれている。

イ・ヒョングン記者

### 3-2 サムスン電子 - MS の特許紛争、国際仲裁裁判に

デジタルタイムズ(2014.10.8)

世界有数のスマートフォン・メーカーのサムスン電子と有名ソフトウェア企業のマイクロソフト(MS)による特許料紛争が国際仲裁裁判の展開となった。

サムスン電子が MS を相手取って国際商業会議所(ICC)の国際仲裁裁判所香港裁判所に仲裁を申し立てた。これは、MS がサムスン電子を相手に今年 8 月、米ニューヨークのマンハッタンにあるニューヨーク南部連邦地方裁判所に特許料支払い要求訴訟に関する書類が公開されたことで明らかになった。

サムスン電子は、仲裁場所として香港を選択した理由は公開していない。これについて MS は、「両社は、事業共助協約に対する解釈を下すに最適な場所がニューヨークだという点に合意し、その内容を契約書に明示している」との立場を表明した。

サムスン電子は、2011 年 9 月、MS と知的財産権の使用権契約を締結し、アンドロイド OS のスマートフォンやタブレット型端末機を生産する度、特許料を支払ってきた。しかし、去年 9 月に MS がノキアを買収したことで、サムスン電子は MS の契約違反を主張して特許料の支払いを中断した。その後、サムスン電子は、滞納された特許料は支払ったものの、支払いの遅れによる利子は支払っていない。

昨年、サムスン電子が MS に支払った特許料は、約 10 億ドル(約 1 兆 600 億ウォン)。

MS は 8 月の訴訟を通じて、サムスン電子の特許料滞納による利子が 690 万ドルに上っており、その支払いをサムスン側に要求する一方で、ノキアの携帯電話とサービス事業部の買収がサムスン電子と締結した知的財産権の使用権契約を違反するものか否かの判断を裁判所に要請した。

香港国際仲裁センターのチョン・ソンファ弁護士は、「サムスン電子と MS が ICC 機関の仲裁に合意すれば、今後の仲裁手続は、ICC 規則に基づいてサムスン電子が仲裁申し立てをした 7 日から 30 日以内に MS が答弁書を提出することから始まる。その後、追加書類の交換ができ、ICC 規則に基づいて構成された仲裁判定部により、本格的な仲裁が行われる」と述べた。

チョン・ミナ記者

### 3-3 ノーベル物理学賞の受賞者、青色 LED に関する過去の特許訴訟が話題

電子新聞(2014.10.9)

日本で、今年ノーベル物理学賞を受賞した科学者に係わる過去の特許訴訟が話題となっている。

日経新聞は、青色発行ダイオード(LED)の開発に貢献したことが認められ、ノーベル物理学賞の受賞者となった日本の科学者に係わるかつての特許訴訟を紹介した。今年の受賞者は、米カリフォルニア大学の中村修二教授、名城大学の赤崎勇教授、名古屋大学の天野浩教授だ。

初めて窒化ガリウムを原料とした青色 LED の開発に乗り出したのは、赤崎教授だ。師弟関係にあった天野教授も参加した。赤崎教授は、1980 年後半、豊田合成の新技術開発事業グループと一緒に開発に取りかかった。その後、中村教授も日亜科学工業の在職中に類似した原料に注目し、研究を急速に発展させた。その結果、1993 年 11 月、当時世界トップ水準の明るさを実現する青色 LED の量産技術の開発に成功した。

技術開発の過程において両側は、多数の特許を出願してお互い特許侵害を主張する特許訴訟が始まった。1996 年、日亜化学工業が豊田合成を提訴した。1997 年には逆に豊田合成が日亜化学工業を提訴した。2000 年、東京地方裁判所は、日亜化学工業側の勝訴と判決を下し、豊田合成の商品について販売差し止めを命じた。その後、2002 年に全ての訴訟を取り下げてお互いライセンス費用を支払うことに合意し、両社の特許紛争は終了した。

しかし、中村教授は、日本産業界において職務発明の議論を呼んだ新しい訴訟を進めた。1999年、日亜化学工業を退職した中村教授は、2001年、同社に青色LEDを発明した代価を求める訴訟を提起した。2004年、東京地方裁判所は、日亜化学工業に発明の代価として200億円を支払うことを命じ、産業界に衝撃を与えた。

中村教授と日亜化学工業は、2005年に会社側が8億円程度を支払うことで和解した。しかし、産業界では技術を発明した職員が代価を求めるケースが相次ぎ、日立製作所、味の素などが技術開発費用を支払った。

類似した訴訟が相次いだ日本では、最近企業内で発明された技術などの特許権を企業に付与し、発明者に補償をする規定を盛り込んだ特許法の改正を進めている。今後、改正案が成立して法律に基づいた基準が設けられると、関連訴訟は消滅すると見られている。

キム・チャンウク記者

### 3-4 パテントトロールの新ターゲットは「銀行」

電子新聞(2014.10.12)

韓国国内銀行の特許出願件数が10年前に比べて10分の1水準に急減し、過去最低となった。モバイル・バンキングなどの情報通信技術(ICT)と融合した「スマート金融3.0時代」が到来したものの、銀行の特許競争力は底をついている。銀行がパテントトロール(NPE)の新しいターゲットになったとの指摘も出ている。

電子新聞と特許情報検索専門企業WIPSがこの10年間(2005年～2014年9月基準)、国内銀行による特許出願現況を分析した結果、今年に入って国内の銀行界で出願した特許はたった2件だった。

銀行界の特許出願件数は2005年の19件から2006年に147件、2007年に394件、2008年に352件と急激な増加を見せた。オフライン基盤のネットバンキングのユーザが増えたことで、特許出願競争が起こったためだ。

その反面、2010年と2011年の出願件数はそれぞれ147件、102件に半減し、2012年には311件と回復傾向を見せたものの、2013年に22件、2014年に2件となり、事実上「開店休業」状態であることが明らかになった。

専門家は、未曾有の顧客情報漏れ事故や金融当局による規制強化、支配構造のリスクなどを受けて、銀行が特許競争力の確保を手放したと見ている。

問題は、海外では既に金融界を対象にした特許紛争が始まったということだ。ICT を融合した新金融ビジネスが本格的に登場したのも紛争の可能性を高めている。製造会社と流通業者、通信キャリアなど、非金融会社が金融市場に大掛かりに参入している状況の中で、特許権も紛争に対応するシステムも備えていないのなら、特許訴訟のターゲットになりかねないという懸念の声が出ている。

都市銀行の関係者は、「韓国では、ある銀行が商品を開発すると、競合会社がコピーを繰り返しても黙認する構造となっている。最近、特許侵害の可能性を言及しつつ、交渉を準備している海外の NPE があるとの噂がある。」と話した。

その中でも IT 基盤の電子金融特許訴訟が世界的に急増している。韓国特許庁によると、電子金融に関する特許訴訟は、2002 年の 42 件から 2013 年に 248 件と、約 6 倍増加した。さらに、フィンテック (Fintech) 企業が本格的に金融市場に参入してきたことで、既存の銀行との特許紛争が予想されている。

専門家は、国内銀行の特許競争力を高めるには、徹底した補償システムの導入と保守的な組織の改革が必要だと指摘している。ある銀行の特許担当者は「銀行は IT 企業と異なって特許を管理する専従組織がない上、特許を出願しても補償がない。知的財産権の認識を拡散させ、役職員の特許権を認める形で組織再編と投資に取り組まなければならない。」とコメントした。

<最近 10 年間の銀行による特許出願の現況>

(単位：件)

区分	件数
2005 年	19
2006 年	147
2007 年	394
2008 年	352
2009 年	330
2010 年	147
2011 年	102
2012 年	311

2013 年	22
2014 年 9 月	2

出所：電子新聞 - WIPS 共同調査

キル・ジェシク記者

### 3-5 特許庁、「模造品撲滅・知的財産の保護に向けた実践イベントを開催

韓国特許庁(2014. 10. 13)

特許庁と関税庁が共催し、韓国知識財産保護協会が主管、NAVER・11 番街・eBay コリア・クーポンが後援する「模造品 OUT、正規品 OK、みんなで実践する知的財産保護イベント」が 10 月 13 日(月)、ソウルの泳薫国際中学校で行われる。

このイベントは、特許庁が展開している「知的財産を尊重する文化を拡散させるキャンペーン」の一環として行われ、青少年の意識強化に向けた多彩なプログラムで構成されている。

「模造品 OUT、正規品 OK、みんなで実践する知的財産保護イベント」は、模倣品がもたらす弊害を警戒するという趣旨の下、模倣品の廃棄およびリフォームの試演をはじめ、正規品・模倣品の見分けに関する講演および比較展示が行われる。

模倣品の廃棄およびリフォームの試演では、イベントに参加する主な来賓と泳薫国際中学校の生徒を対象にそれぞれが模倣品を廃棄し、模倣品の靴・洋服などの商標を除去してからリフォームすることで、模倣品の撲滅を通じた知的財産保護への意志を示す。

特に、同イベントでは、特許庁広報大使の女優パク・シネさんが泳薫国際中学校の生徒を対象に「正規品・模倣品の見分けに関する講演」を行い、模倣品の違法性と合理的な消費の重要性について話す予定だ。

また、イベント会場には食品・衣類および電子製品などの正規品・模倣品の比較展示も開かれ、模倣品に対する警戒心を呼びかける。

特許庁のイ・ジュンソク次長は「非正常的な模倣品の流通により、韓国の社会的・経済的被害が深刻な状況だ。今回の行事を通じて未来の主な消費層となる青少年が模倣品による弊害の深刻さを知って、非正常の正常化を通じて知的財産を尊重する正しい消費文化作りをリードしていく良いきっかけにしてもらいたい」と述べた。



デザイン (意匠)、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 KAIST-ETRI 研究グループ、映像・放送に関する国際特許・標準を確保

電子新聞(2014. 10. 1)

韓国の研究グループが開発した2件の映像および放送に関する技術が国際標準および特許として採択された。

韓国科学技術院(KAIST)と韓国電子通信研究院(ETRI)は、KAIST 電気電子工学科のキム・ムンチョル教授の次世代高効率映像圧縮技術(HEVC)が国際標準特許に、実感放送メディア研究部の固定および移動放送の融合型 3DTV 放送技術が国際標準にそれぞれ選定されたことを明らかにした。

HEVCは、2013年に国際標準化機構(ISO221/IEC, ITU16-T)が標準として確定し、先月29日にグローバル特許プール管理企業であるMPEG LAが標準特許プールに確定した。

技術はKBSと共同開発した。フルHDより4倍も優秀なUHD(超高解像度)に合わせて、大容量の映像データを効率的に圧縮することができる。現在、フルHDに最も多く使われているH.264/AVCよりデータ圧縮効率が約2倍優れている。

KAISTは、今回登録された標準特許により、今後少なくとも100億ウォンの特許ロイヤルティが得られると見込んでいる。

ETRIは、米国の地上波デジタル放送標準委員会(ATSC)で「固定および移動放送の融合型3DTV放送技術」が国際標準として採択されたと発表した。

同技術は、追加の映像伝送や周波数の割当がなくても、従来の固定型および移動型2D放送とともに3D放送を追加提供することができる画期的な方式となっている。

固定型の 2D 放送により左側の映像を伝送し、移動型の 2D 放送により右側の映像を伝送した後、固定型の 3D 受信機を通じて左右の映像を全て受信・再生する。

研究部は「3D の本拠地である米国が韓国技術を認めたもので、5 件の国際特許が出る予定だ。北米放送局における 3D 放送のサービス導入時期を早め、3D 放送市場の活性化に大きい貢献ができる」と期待を示した。

パク・ヒボム記者

## 5-2 国際知識財産研修院の受講生が地道に増加

韓国特許庁(2014. 10. 1)

最近、創意工夫を重要視する社会のニーズにより、児童・生徒の創意工夫の発明教育に対する関心が高まっている。

特許庁は、国際知識財産研修院で発明教育を受けた受講生数が 2009 年 2,150 人から 2013 年 3,242 人に 50.8% (1,092 人) も増えたと発表した。

今年も上半期には客船沈没事件の影響を受けて教育人員が若干減ったものの、上半期に回復傾向に転じて、9 月末時点で 2,417 人の受講生が教育を履修し、地道な増加傾向を維持すると見られている。

このように増え続ける受講生の発明教育のニーズを充足するため、国際知識財産研修院は、2009 年から教育課程を受講生のレベルに合わせて 3 つのコース(初級・中級・高級)に分けて無料運営している。

詳細な内容を見ると、①幼児・小・中・高校の児童・生徒を対象に発明品の体験、工作実習などを通じて発明への興味と関心を誘発する「発明体験コース(初級)」、②小・中・高校の児童・生徒を対象に発明問題を解決する過程で日常生活で使えるアイデアを出し合う「クリエイティブな問題解決コース(中級)」、③中・高校生徒を対象に創意工夫の発明アイデアの創出から特許出願の手続きまで経験する「知財権創出コース(高級)」に構成されている。

特に高級コースは、アイデアが特許出願につながるプロセスを直接経験することで、児童・生徒の発明コンテストでの入賞や特殊目的高校、大学への入学に役立つため、高い人気を得ている。

そのため、国際知識財産研修院は、2009年4回に限られていた高級コースを2013年には7回、今年は10回に拡大し、10月からは国立中央科学館とMOUを締結し、優秀発明に対するプロトタイプ製作も支援するなど、より充実した教育コースを運営している。

国際知識財産研修院のピョン・フンソク院長は、「創意工夫と想像力が新しい成長エンジンとして注目されている今日、未来の担い手である児童・生徒が発明に親しみを感じられるように、実習と体験に重点をおいた発明教育をもっと活性化する計画だ」と述べた。

### 5-3 中国の実用新案制度、有効な活用が重要

韓国特許庁(2014.10.1)

最近、中国の実用新案制度に対する関心が高まっている。

中国の実用新案の場合、出願後5カ月(特許は最小23カ月)で権利を得られる上、出願費用も特許の半分くらい(特許950元、実用新案500元)だ。さらに特許と実用新案を同時に申請した後、必要に応じて特許に変更できるといったメリットもある。

中国の実用新案に対する韓国企業の出願が数年間停滞している間、日本や米国などの主な外国企業は、中国での実用新案出願を急速に増やしている。特に日本の場合、最近4年間(2010~2013)、中国での実用新案出願の平均伸び率が87.3%に上るくらいの急成長を見せている。その反面、韓国は、平均伸び率が2%で、2013年度の出願件数も253件に過ぎない。

特許庁が2014年1月から7月まで中国の統計を分析したところ、中国内の実用新案出願件数の合計は、前年同期に比べて約6.9%減少した。内国人の出願は7.1%減少した一方、外国人の出願は11.1%で大幅の増加を見せた。

米国、日本などの主な外国企業が実質審査の過程を省略して権利を発行している中国の実用新案制度について問題提起をしながらも、中国での実用新案出願の件数を増やしているのだ。

これは、特許に比べると中国の実用新案権利の保護期間が10年と短い、割安のコストで迅速に権利を確保できる上、技術の変化が速いという点を踏まえると十分な時間で

あるとの企業側の判断が作用しているためだと思われる。

特許庁国際協力課中国担当のイ・ジョンギ書記官は、「最近、韓国企業が中国の実用新案による被害を訴えるケースが増えつつある。中国の知財権制度のうち、実用新案制度の有用なところを最大限活用して実用新案出願を拡大するなど、中国内の知財権紛争に予め対応する戦略が求められる」とアドバイスした。

別添：中国における実用新案出願の統計

※別添データは、弊所のホームページをご参照ください。

(<http://www.jetro-ipr.or.kr>→知的財産ニュース)

## 5-4 「技術を備えた中国勢有機 EL の浸透」・・・共同の特許戦略が至急

電子新聞(2014.10.14)

次世代のディスプレイとして注目されている有機 EL (OLED) 市場において、中国の特許攻勢が続いている。中国は「世界の工場」と呼ばれた過去から脱皮し、量的・質的に有機 EL の特許出願を拡大させつつある。そのため、韓国の有機 EL 素材 - パネル - セット業者の間で共同特許を出願するなど、戦略的な対応が必要だとの指摘が出ている。

□日本より恐ろしい存在となった中国、技術競争の序幕

今の中国 IT 企業は、単なる商品の模倣から離れ、技術競争が可能な水準になりつつある。「ニセモノのアップル」からサムスン電子に脅威を与える存在となった中国メーカーのシャオミがその代表的な例だ。冷蔵庫など白物家電の市場においても、高級型家電の販売量と売上高などを着実に伸ばしている。

有機 EL の代表的な需要先であるテレビ市場は、スカイワース、コンカ、長虹などの中国勢メーカーが速いスピードで韓国・日本メーカーを追いかけている。

中国の有機 EL 素材分野に関する特許出願件数(4,160 件)は、これまで量的に規模を拡大し、最近は質的な成長も遂げているとの評価。強い特許網を保有している出光興産と半導体エネルギー研究所は、中国特許庁にそれぞれ 187 件、127 件の有機 EL 技術特許を出願し、中国市場を集中的に攻略している。

中国政府の支援もこうした傾向を加速化させている。競争国より速いスピードで素材 - パネル - セット業者の垂直系列化を完成する可能性が高い。中国政府は第 12 次 5 カ年

計画を通じて、来年を目処にディスプレイパネル自給率 80%を達成するため、中国国内の業者を対象に税制優遇策や地方政府による共同投資など、全面的な支援を行う一方、輸入品に対する関税率は引き上げている。また、中国工業情報化部と広東省政府が有機 EL 産業試行団地を共同開発した。

## □韓国業界は素材 - パネル - セット業者間の特許戦略が必要

それでも韓国の有機 EL 業界は、グローバル市場において競争力があると評価される。現在、素材 - パネル - セット業者間でバランスの取れた環境を備えている国は韓国のみだ。有機 EL 市場は投資コストの負担が高いため、まだ投資余力がある上、確固たる顧客基盤がある先行企業が有利な立場にある。シェアが高く、セット業者とつながっている韓国企業が競争優位を占めている理由だ。

韓国特許庁は、中国など海外企業の特許攻勢に立ち向かうには、有機 EL 業界が特許獲得に向けた戦略的パートナーシップを構成する必要があるとコメントした。

特許庁関係者は「有機 EL 市場は、素材 - パネル - セット業者間の相互協力が欠かせない。必要に応じては、中国との共同研究を進めるなどの国際協力も検討しなければならない」と述べた。

これまで韓国の素材産業が成長を遂げられたのは、自国内のパネル企業が貢献した部分が大きく、同時成長のためには相互協力が欠かせないとの説明だ。

さらに、有機 EL の素材に関する物質特許を有しているというメリットを積極的に活用して特許出願を強化すべきだという。特許庁関係者は「政府や企業が長期的に一貫した政策を推進すると同時に、「ファスト・フォロワー」型を脱皮した先行的な対応戦略を立てる必要がある。場合によっては、素材業者とパネル業者同士でクロス・ライセンス戦略を構築して対応していかなければならない」とアドバイスした。

チョン・ミナ記者

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行: JETRO ソウル事務所 知財チーム